

■産業用ロボット特別教育

産業用ロボットを導入し、生産設備等の自動化を図る職場が増加するにつれロボット使用に際しての誤操作など、不安全行為等による労働災害も発生しております。

産業用ロボット導入による労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法第 59 条第 3 項及び労働安全衛生規則第 36 条では事業者に対してロボットの教示及び検査等の業務を行う者に特別教育を実施するよう義務づけております。

産業用ロボットの範囲：マニプレーター及び記憶装置（可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む）を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレーターの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械で、研究開発中のものその他労働大臣が定めるものを除いたものである（昭和 58 年 6 月 28 日 基発第 339 号）